

令和4年度 第3回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和4年（2022年）6月16日

日野市教育委員会

令和4年度第3回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和4年(2022年)6月16日(木)
14時00分～14時39分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 真野 広
委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
教育部参事 小林 真 庶務課長 伊藤 浩一
(兼ICT活用推進室長)
中央公民館長 奥住 大輔 ふるさと文化財課長 金野 啓史
統括指導主事 馬場 章夫

傍聴者 2名

書記 庶務課庶務係長 廣田 隆二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

真野 広

議事内容

議案

- 第13号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第14号 第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第15号 第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第16号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第4-2号 教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願

報告事項

- 第9号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和4年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案4件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、まず、請願審査第4-2号を行い、次に、議案第13号から順次審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

また、議案第16号は公開をしない会議とし、最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず、請願審査第4-2号を行い、次に、議案第13号から順次審議を進めていきたいと思います。

また、会議規則第10条により、議案第16号は公開しない会議とし、議事の最後に審議をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第4-2号・教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願について、事務局より説明をお願いいたします。

○請願第4-2号 教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書11ページを御覧ください。

請願番号、請願第4-2号、受付年月日、令和4年5月19日、件名、教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願でございます。

請願者の住所氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、12ページから13ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

働き方改革ということで、働き方改革というと、ついつい時間ばかり、結構、文科省は言うんですよ、都教委も。だけど、私どもは、元凶は調査ものだと、君が代とか、職員会議の議決方法とか、児童生徒に全く関係のない、むしろ政治的な調査をやめることだと、これを私どもは思っております。

最初、見ていただくと、きっかけは、前から関心を持っていましたが、文科省が2月25日、村尾崇課長たちがやった学校働き方改革フォーラムを全部視聴いたしまして、その結果ますます今言ったように、君が代などの調査もの、これが不必要だという思いをしました。

1-1を見ていただくと、デジタル教科書、これで大分能率化ができるという話もありますが、デジタル教科書は画像がばーっと出てくるわけでしょう、触るだけで。これを私どもは心配してまして、育鵬社の教科書にあるような、ラモス瑠偉選手が君が代のところでわーっと盛り上がっているような、ああいう映像がばーっと児童に焼きついちゃうと、「君が代って格好いいな」、それから、自衛隊についても、育鵬社みたいに戦車の写真、戦闘機の写真ばかりやってきて、「怖い」という子もいるかもしれないし、逆に、何かアニメみたいな格好いい自衛隊の募集、三重県の教育委員会なんかはそういうことをやっちゃっているんですよ、「ミニスカートの女子自衛官」、そんなのいないんですけども、そういうのを出してきて、イラストで、そういうのが出てくる、その辺を警戒しているんです。デジタル教科書は、そういう政治的な、愛国心とか、そういった問題をセンセーショナルにやってくる危険性があるというのが1-1。

1-2はAI教材、工藤勇一校長の学校でやっていたようですが、Q u b e n a というやつです。これは。しかし、私、算数や数学は反対しませんが、社会科で、例えば自衛隊はいいとか、君が代は非常にいいというところに誘導するような、そういうAI教材は反対です。それでもって働き方改革に結びつけるとかは。

3点目の「職員会議の時間を短縮」とよく言いますが、私どもは、やっぱり職員会議、

三鷹高校の土肥元校長もおっしゃっていますよね、一堂に会する職員会議で物事を議決するのが一番いいと、僕はそう思います。校長、主幹教諭だけで決めるなんて駄目ですよ。

それから、1-4のところですよ。これは、いわゆる支援員を使うというんですけれども、教員免許を持っていない方なんです。だから、私はこういう人を雇ってもあまり意味はないと、むしろ副校長の時間短縮になるだけだと思っています。

それから、1-5のところですよ。ここは、じゃあ、そんな支援員なんかを配置する代わりに一般教諭を増員しろと。堀川さん、文科省にいらっしゃったとおり、定数なんです。教員定数を、やっぱり主幹教諭を増やすんじゃなくて、一般教諭を増やすように定数を直していくと、これがポイントです。堀川さんもぜひ文科省に言ってください。

それから、1-6のところですよ。これは都教委のほうの働き方改革ですけども、都教委は行政機関からの調査対応のために副校長の補佐要員を置くと。そうしたらますます都教委が君が代とか、そういった職員会議の議決とか、イデオロギー色の濃い生徒に無関係な調査をどんどん下ろしてきますよ。ですから、都教委の副校長補佐要員は反対です。ぜひ、定数を増やしてください。高木さん、本当お願いしますよ。ここです。

それから、都教委のやった悪い調査、そこに書いてあるヤンキー教師こと義家弘介氏が、もう7年ぐらい前ですか、職員会議の議決方法をしつこく調査しろと、あるいは、ここに書かなかったけれども、下村博文さんなんか、『私たちの道徳』というのを、使ったか、使ったかと言って、しつこくしつこく3回も、塩見みづ枝さんが課長のときやっていますよ。あんなの無視すりゃいいんですよ、文部官僚は、あんな大臣の、そういう政治的な調査はね。そう思います。

1-7ですけども、都教委の君が代の調査のしつこさです。藤井大輔さんという指導部長だった方、この方、自衛隊に生徒を連れて行って、「突撃ー！」というスライドを見せたようなとんでもない方ですけども、この方が、当日の3時まで報告しろとか、こういうふうに時間まで指定して生意気だと思います。ぜひ、こういう調査には、長崎さん、応じないでください。馬場さんもね。

それから、1-8です。これ、君が代の調査の元凶は、高石邦男という元文部事務次官がリクルート事件で逮捕されて、有罪判決を受けている方です。こういう方が道徳教育とか愛国心とか言うんですが、この方が始めた調査なんです、1985年に。文科省はもうこれ2001年ぐらいにやめているんですよ。だから、都教委もぜひやめるべきだし、日野市教育委員会もぜひやめてください。こんな調査、都教委に突き返してください。そんなところがポイントです。

高石さんについては、そこに書いてあるように、当時の社会党の佐藤徳雄議員が、いろいろなものをちゃんと資料を出しなさいと言っても、初中局長のときなんか出さないんですよ。

そこに佐藤徳雄議員が、85年11月15日の衆議院文教委員会で怒っている議事録を引用しました。佐藤議員はこのとき、君が代の「御代というのは1000年も8000年も。小石が岩に成長する」なんて、そんなことはあり得ないんですけども、「非科学的な歌だ」ということを指摘しておられます。「天皇をいただく」なんていうのも、まるで封建時代の

ようでございます。こんなような調査は、

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、発言をまとめてください。

[請願者]

はい。ぜひやめて、本当に子供の役に立つ調査を、いじめとかは、ぜひ調査をしっかり頑張ってください。だけど、君が代、それから職員会議の議決方法、こういったようなものはぜひやめてください。

そんな感じで、本当に私どもも役立つような提言をしておりますので、市教委、ぜひ受け止めてください。そんなところで終わります。質問、ぜひしてください。ちょっとここで待ちましょうか。

[堀川教育長]

一旦席にお戻りください。

[請願者]

そうですか。はい。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。御質問ございませんでしょうか。

なければ、御意見をお伺いできればと思います。

高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

どうも、請願者の方、説明ありがとうございました。

私自身、本請願は、結論的には不採択と考えております。理由についてですけれども、本請願は、請願者グループで共有する考え方を中心に、1-1項から1-8項にわたり、請願者の主張、要望等が述べられております。よく読ませていただきましたが、その主張等の内容が、ただいまも請願者自身による説明がありまして、伺いまして、申し訳ありませんが、私自身、よく内容について理解できないです。

もう一つは、本請願は、教育ジャーナリストによる他の自治体での事例についての記事に基づくものであり、当日野市教育委員会の事業の在り方等を直接的に問うものではないこと、以上のような観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

私もこの請願内容、1-1から1-8までということで、8項目にわたるかと思いますが、しっかりと読ませていただきましたが、この請願、私は不採択と判断させていただきます。

その理由ということなんですけれども、引用されている、その手記だけを頼りに、請願

者が一方的に主張されているもの、あるいは抗議をせよと、抗議文を出せというような内容もありますが、いずれも請願者の主観に基づく、そういう内容であるというところが、1つ目です。

それから、2つ目としては、日野市の教育委員会から文科省とか都教委に対して伝えてほしいというような趣旨の内容が含まれておりますけれども、日野市の教育委員会として、それらに対応すべきものではないと私は判断をさせていただきました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

東委員、お願いいたします。

[東委員]

本日はわざわざお越しいただいて、御説明いただきましてありがとうございます。

まず初めに、今までのことも踏まえて意見を述べさせていただきます。

私たちは、今までも請願として御提出いただいたものをきちんと読ませていただいて、こちらの基本的な考えを何度もお伝えしてまいりました。今まで御提出いただいた請願は、内容的に取り上げているものは異なるけれども、日野市の学校教育での事例ではなく、ある特定の情報を基にした御意見でありました。

その意見を文科省や都教委に伝えてください、時には抗議をしてくださいという趣旨のものに関しては、請願者が伝えたい先へ直接お伝えすべきものとして、日野市教育委員会としてお応えすべきものではないことを、御提出いただくたびに何度もお伝えをさせていただきました。今回も同様ですし、今後も同様でございます。

私たち日野の学校教育としては、誤った知識や一方的な観念を子供に押しつける教育は一切しておりませんので、御安心くださいませ。子供たちの主体的な学び、子供たち同士で対話をしながら、自らの考えを深めたり、広げる学び、違いやプロセスを大切にする学びを推進してまいります。

本請願に対しては、前述で述べさせていただいたとおり、日野市教育委員会でお応えすべきものではないと考えているため、不採択とさせていただきます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

本請願について、私の考えを述べさせていただきます。

本請願と、請願者が要望事項の根拠となる重要な情報として提供された某月刊誌に掲載されているレポート等、丁寧に読み比べました。理解したことは、レポートに書かれている事例、解釈、考え等がそのまま請願になっているということです。このレポートは文末の4行から読み取れますように、特定の政治的主張の下に書かれており、本請願も同様だと考えます。

また、本請願は、このレポートの内容及び主張を文部科学省、東京都教育委員会、または学校現場に伝えることを日野市教育委員会に求めています。例えば、文科省、都教委にしっかりお伝えいただきたい、都教委に意見を出してください、抗議文を出してください、懸念、心配を学校現場にお伝えくださいというような文章が続きます。すなわち、日野市の学校教育、または教育行政に直接関わる意見や請願ではありません。

また、請願項目の1-1、1-2、1-4などは、使用することになったらとか、万一採用の場合には、また、もし採用するなら、と書かれていることから分かりますように、あることを仮定した請願となっています。このような仮定のことについて、責任を持って応えることは不可能です。

また、請願者が取り上げている改訂版、全国の学校における働き方改革事例集は、それぞれの学校が、これからの教育のあり方や教員の仕事、学校の役割などを思い描き、学校や地域の実情を踏まえながら検討し、取り組んでいくための参考とするものです。教育委員会が載っている事例について意見を述べたりするような性質のものではないと考えます。

繰り返しになりますが、日野市教育委員会は、教育基本法及び他の法律にのっとり、合議により中立的な意思決定を行い、公正かつ適正に教育行政を行っています。このことは今後も変わることはありません。

したがって、8項目の請願は、いずれも受け入れがたいものであり、本請願を不採択にしたいと考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

本請願につきましては、添付文書も含め、誠実に読ませていただいた上で、委員の皆様の御意見としては不採択という意見が多いようですので、教職員の多忙化・やらされ感の元凶「児童生徒のためにならない調査もの・報告書」をなくすよう、文科省・都教委・現場に伝えるよう求める請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第4-2号につきましては、不採択とすることに決しました。

議案第13号・教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第13号 教育委員会職員人事の専決処分について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 1 ページを御覧ください。

議案第 13 号、教育委員会職員人事の専決処分について御説明いたします。

提案理由でございます。

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

2 ページを御覧ください。令和 4 年 6 月 1 日付の発令でございます。対象者は 2 名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。御質問ございませんでしょうか。

それでは、御意見をお伺いしたいと思います。御意見ございますでしょうか。なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 13 号は原案のとおり承認をされました。

議案第 14 号・第 29 期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第 14 号 第 29 期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について

[奥住中央公民館長]

中央公民館長でございます。

それでは、議案書 3 ページをお開きください。

議案第 14 号、第 29 期日野市公民館運営審議会委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。

提案理由。

第 28 期日野市公民館運営審議会委員の任期が令和 4 年 6 月 30 日をもって終了するため、日野市公民館設置条例第 6 条の規定に基づき、委嘱するものでございます。

恐れ入ります、次のページをお開きください。

委員の氏名、所属、期別等は、名簿のとおりでございます。10 名での構成となります。

任期は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 2 年間となります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。御質問がなければ、御意見をお伺いいたします。よろしいでしょうか。

東委員、お願いいたします。

[東委員]

質問をお願いいたします。新しく入られた方の御説明をいただけますでしょうか。

[奥住中央公民館長]

中央公民館長でございます。

新しく入られた方につきましては、4名でございます。

まず1人目、生島美和さんにつきましては、帝京大学の准教授で、生涯学習、社会教育学を専門として行っております。前帝京大学の准教授の、現在公民館の運営審議会委員でもある丹間康仁先生の後任として着任をした方ということで、引き続き、帝京大学との連携の中で委員をお願いするものです。

続きまして、2人目、松川紀子さんにつきましては、平山中学校地区青少年育成会の副会長で、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、育成会の代表として、今回は平山中学校より選出を、子育て課よりしていただいたものです。

続いて3人目の木戸場美和さん、4人目の中野純平さんにつきましては、市内在住者の方を選出させていただいております。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

なければ、御質問御意見は、これにて終結をいたします。

お諮りをいたします。第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決をされました。

議案第15号・第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第15号 第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書5ページをお開きください。

議案第15号、第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。提案理由でございます。

令和4年7月6日をもって第31期日野市文化財保護審議会委員の任期が満了となるため、日野市文化財保護条例第41条の規定に基づき、委嘱するものです。

任期は令和4年7月7日から令和6年7月6日です。

文化財保護審議委員は、日野市文化財保護条例に、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議すると職掌が定められております。

10名以内をもって構成し、任期は2年となっております。

恐れ入りますが、議案書6ページ、1ページおめくりください。

委嘱する方々は、議案書6ページのとおりでございます。7名のうち5名が再任、2名が新任でございます。なお、第31期文化財保護審議会は10名で構成いたしましたが、今回の32期は7名での委嘱でございます。これは単に、再任された前期の委員と同じ専門分野の先生を充てるのではなく、今後の文化財の保護と活用に関する様々な課題に応じて、それに対応する知見をお持ちの方に委嘱し、より具体的かつ実践的な審議を通じて課題に対処したいと考えているためでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問ございましたらお願いをいたします。

真野委員、お願いします。

[真野委員]

御説明ありがとうございます。今回、お二方が新任ということで上げてくださっておりますけれども、お二方の専門分野ですとか、少し御紹介をお願いできればと思います。

[金野ふるさと文化財課長]

お二方の説明でございます。お一人は考古学の専門の先生でございます。考古学、特に古代、奈良時代末から平安時代にかけての考古の研究をなさっている方でございます。

日野市では、このたび、西平山地区で大型の古代の遺構が発見されております。その遺構の保存、活用というのは喫緊の課題になっておりますので、古代の考古学を御専攻なさっている先生に委嘱するものでございます。

もうお一方は、歴史学、特に古文書の研究をなさっている先生でございます。日野市では、史料としての古文書を大量に保管しておりますけれども、特に、こういったものをどういった形で文化財として指定して保存していくのかというものが、また一つ大きな課題になっております。

この先生は、歴史学の中でも古文書、特に地方の村々における文書の研究を専門になさっている方でありまして、多摩地域を主なフィールド、研究対象とされてこられましたので、村のありように対して非常に精通している方でございます。その先生にお願いしながら、古文書の文化財としての保存について、御審議をお願いするという次第でございます。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問ございませんでしょうか。

西田委員、お願いします。

[西田委員]

2期となられる内野秀重さんについてですが、専門が自然ということですが、専門は非常に幅広いと思いますので、特に得意とする専門はどのようなものなのか、御説明いただけますでしょうか。

[金野ふるさと文化財課長]

先生は、自然が御専門でございますけれども、特に植物の研究が御専門でございます。天然記念物、文化財の指定の対象となるものでございますが、動物に関しては対象となり得る案件というのはあまり多くといたしますか、見いだしがたい部分があるんですけれども、このような地勢の中で、樹木に関しましては天然記念物に値するものがございますので、こういったことを御審議いただくために、植物の御専門の先生にお願いしている次第です。

[堀川教育長]

ほかに御質問ございませんでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りをいたします。第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決をされました。

報告事項第9号・行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。

○報告事項第9号 行政情報の公開請求について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書15ページを御覧ください。

報告事項第9号、行政情報の公開請求について、報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は、16ページから19ページに記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第9号を終了いたします。

これより、議案第16号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

なお、本件の終了をもって、令和4年度第3回教育委員会定例会を閉会といたします。
(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[堀川教育長]

以上をもちまして、本日の案件は全て終了をいたしました。これにて令和4年度第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時39分